関係資料

- 1 ギャンブル等依存症対策基本法
- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】
- 3 石川県ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱
- 4 相談機関一覧

法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条)

第三章 基本的施策 (第十四条—第二十三条)

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部 (第二十四条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活 又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会 問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地 方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定める こと等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の 確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とす る。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより 行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。) にの めり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

- 第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切 に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑 に営むことができるように支援すること。
 - 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する 施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施 する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従 事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存 症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

- 第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。
- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施される よう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の 措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

- 第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。) を策定しなければならない。
- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的 な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告 するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の 結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブ ル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければ ならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)
- 第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県 の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下この条において「都道府県ギャ ンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する 都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第 一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であって ギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第 二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する 評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、 必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施 の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られ るものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず 等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的 な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ず るものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。)、保健所、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。)及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。)における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、 就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及 び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を 支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六 条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究の他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を 行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び 実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合 調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴 かなければならない。
 - ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案 の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及 びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

- 第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

- 第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、 国務大臣をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

- 第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。
- 2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられた ものを除く。)をもって充てる。
 - 一 国家公安委員会委員長
 - 二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣
 - 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
 - 四 総務大臣
 - 五 法務大臣
 - 六 文部科学大臣
 - 七 厚生労働大臣
 - 八 農林水産大臣
 - 九 経済産業大臣
 - 十 国土交通大臣
 - 十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務 を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

- 第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であって、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

(資料の提出その他の協力)

- 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立 行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一 項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人 又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一 年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、 資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外 の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

- 第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。
- 第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。
- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並 びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、 内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

※施行日:平成三十年十月五日

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

Ⅰ ギャンブル等依存症問題の現状

> 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合:成人の0.8% (平成29年度日本医療研究開発機構(AMED)調査結果)

Ⅱ ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- ▶ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- ▶ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

Ⅲ ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制: ギャンブル等依存症対策推進本部(本部長: 内閣官房長官) 対象期間: 平成31年度~平成33年度(3年間)
- ▶ 基本的な考え方

PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進 多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ▶ ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日~20日)における積極的な広報活動の実施
- ▶ 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策 (主なもの)

■ 関係事業者の取組:基本法第15条関係

・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保(~平成33年度)[公営競技・ぱちんこ]

・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施(平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ] ・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施(~平成33年度)[競馬・モーターボート]

・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入(平成32年度)[競馬・モーターホート]

・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入(平成31年度)[ぱちんこ]

•自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討(~平成33年度)[ぱちんこ]

■18歳未満の可能性がある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化(平成31年度)[ぱちんこ]

・施設内・営業所内のATM等の撤去等 (平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ] ■自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

相談・治療に

「公営競技:平成33年度までの支援開始を目指す/ぱちんこ:31年度に開始、実績を毎年度公表」

ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成(民間団体の初回利用料・初診料負担)の拡充の検討に着手(平成31年度~)[モーターボート]

・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備(~平成33年度)[競馬・モーターホート]

・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表(平成31年度~)[ぱちんこ]

■第三者機関による立入検査の実施(平成31年度~)、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化(~平成33年度)[ぱちんこ]

【 | 相談・治療・回復支援:基本法第16~19条関係

•全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備(平成32年度目途) [厚労省]

■ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁]

・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援(平成31年度~)厚労省) •ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化(平成31年度~)[消費者庁]

・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応 (平成31年度~)[金融庁・法務省]

•相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成(平成31年度~)[法務省]

■全都道府県■政令指定都市への治療拠点の早期整備(平成32年度目途)[厚労省] •専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討(平成31年度~)[厚労省]

・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進(平成31年度~)[厚労省]

•自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援(再掲)(平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ]

•ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援(平成31年度~)[厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援(平成31年度~)[法務省] 社会復帰支援

■受刑者■保護観察対象者等に対する就労支援(平成31年度~)[法務省]

Ⅲ 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係

- ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発(平成31年度~)[厚労省]
- ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進(平成31年度~)〔消費者庁〕
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進(平成31年度~)[文科省]
- ■金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発(平成31年度~)[金融庁]
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進(平成31年度~)[厚労省]

IV 依存症対策の基盤整備:基本法第20・21条関係

■各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁]

(専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センタ・ 司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健 総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)(平成31年度~)

•医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省](平成31年度~)

•保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省]

■刑事施設職員、更生保護官署職員の育成(平成31年度~)[法務省]

V 調査研究:基本法第22条関係

- ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及(平成31年度~)[厚労省]
- ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究(平成31~33年度)[競馬・モーターホート]

VI 実態調査:基本法第23条関係

- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握(平成32年度)[厚労省]
- ■国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施(~平成33年度)[消費者庁]
- •相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握(平成31年度~)[公営競技・ぱちんこ]
- ■ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査(平成31年度~)[厚労省]

- •貸金業•銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施(平成31年度~)[金融庁]
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化(平成31年度~)[警察庁]

石川県ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)に基づき、本県 における総合的なギャンブル等依存症対策の推進を図るため、石川県ギャンブル 等依存症対策推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) ギャンブル等依存症対策に係る施策の総合的な推進に関すること
 - (2) ギャンブル等依存症対策推進計画に関すること
 - (3) その他

(組織)

- 第3条 推進会議の委員は、別記のとおりとする。
 - 2 推進会議に会長・副会長をおく。
 - 3 会長の選任は、委員の互選によるものとする。
 - 4 副会長は、会長が指名する。
 - 5 会長は、会務を総括し、副会長は、会長を補佐する。

(事務局)

第4条 推進会議の事務局は、健康福祉部障害保健福祉課とする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が決定するものとする。

附則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

別記

石川県ギャンブル等依存症対策推進会議委員名簿

	区	分	所 属	職名	氏 名
1	学識紹	圣験者	石川産業保健総合支援センター	所 長	小 山 善 子
2			金沢大学附属病院神経科精神科	助教	内藤 暢茂
3	拠点医	療機関	松原病院	副院長	森川 恵一
4			石川県立高松病院	診療部長	日野昌力
5	関係	団体	石川県医師会	理事	青木達之
6			日本精神科病院協会石川県支部	依 存 症 対策担当医	石 井 奏
7			石川県精神神経科診療所協会	会 長	奥 田 宏
8			金沢弁護士会	弁 護 士	村上久幸
9			石川県司法書士会	企画部長	坂本大輔
10			石川県精神保健福祉士会	会 長	蔭 西 操
11			石川県臨床心理士会	会 員	新谷紀子
12	事業	者	石川県遊技業協同組合	理事長	浅 野 哲 洋
13			石川県競馬事業局	局長	新谷和幸
14	経 縣	者	GA野々市グループ	代表	ヒカリ

相談機関一覧

<こころの健康センター、県保健福祉センター、金沢市福祉健康センター>

名称	電話番号	住所	管轄市町
石川県こころの	076-238-5750	金沢市鞍月東2丁目	県内全域
健康センター		6 番地	
石川県南加賀	0761-22-0796	小松市園町ヌ 48	小松市、加賀市、
保健福祉センター			能美市、川北町
石川県石川中央	076-275-2250	白山市馬場2丁目7	かほく市、白山市、
保健福祉センター		番地	野々市市、津幡町、
			内灘町
石川県能登中部	0767-53-2482	七尾市本府中町ソ部	七尾市、羽咋市、
保健福祉センター		27番9	志賀町、宝達志水町、
			中能登町
石川県能登北部	0768-22-2011	輪島市鳳至町畠田	輪島市、珠洲市、
保健福祉センター		102-4	穴水町、能登町
金沢市泉野	076-242-1131	金沢市泉野町6丁目	金沢市
福祉健康センター		15番5号	(詳細は各福祉健康セン
金沢市元町	076-251-0200	金沢市元町1丁目	ターにお問い合わせくだ
福祉健康センター		12番12号	さい)
金沢市駅西	076-234-5103	金沢市西念 3 丁目	
福祉健康センター		4番25号	

※こころの健康センターの受付時間

祝日・年末年始を除く月~金曜日 8 時 30 分~17 時 15 分まで

※県各保健福祉センターの受付時間

祝日・年末年始を除く月~金曜日 8 時 30 分~17 時 45 分まで

※金沢市各福祉健康センターの受付時間

祝日・年末年始を除く月~金曜日 8 時 30 分~17 時 15 分まで